

令和7年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度重信川サイクリングロード魅力体験事業

2 目的

子育て世代をはじめとした地域住民に対し、重信川サイクリングロードの魅力について実際に体験する機会を提供することで、身近な「余暇の定番スポット」として定着を図り、ロードの更なる利用促進及び周辺地域の活性化につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 事業の実施主体

重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）
（事務局：愛媛県中予地方局地域政策課）

5 主たるターゲット

重信川サイクリングロード周辺地域（松山市、東温市、松前町、砥部町等）に在住する、子育て世代をはじめとした地域住民をターゲットとする。

なお、ターゲットの具体的な内容については、受託者が各種現状分析を行い、これらを基礎資料として、実行委員会と受託者で協議の上、決定する。

6 事業内容

2の目的を達成するため、次に掲げる事業を効果的に実施すること。

（1）デジタルスタンプラリーの企画・実施

① 基本的な業務内容

- ア 重信川サイクリングロード「お出かけサイクリングコース」を活用しながら、スマートフォン等デジタル端末を活用したスタンプラリーイベントを企画、実施すること。
- イ 重信川サイクリングロードの利用者拡大による周辺地域の活性化を図るため、周遊性と経済波及効果に配慮した内容とすること。
- ウ イベントで利用するスタンプラリーのシステムについては、Web方式、アプリ方式などを問わず、本事業の特性を踏まえて最適な手法について提案すること。
- エ スタンプラリー参加者を効果的に集めるため、多様な機種に対応させること。
また、参加中に機種交換をした場合のスタンプ取得状況の引継ぎについても考慮すること。

② 実施期間

- ア 2～3か月の実施期間を設定すること。
- イ 実施する時期については、重信川周辺エリアの特性を考慮し、サイクリングイベントを実施する上で最適な期間を提案すること。

③ 実施エリア

「お出かけサイクリングコース」の周辺地域とすること。

④ スタンプラリーのスポット

ア 重信川サイクリングロードの魅力を訴求する上で最適と考えられる施設や店舗、公園等について、4つの「お出かけサイクリングコース」から、それぞれ6か所程度（計24か所程度（6か所×4コース））選定すること。

イ 最終的なスポット設置箇所については、受託者が提案する内容を基礎資料とし、実行委員会と受託者で協議の上、決定すること。

なお、提案の時点で、各施設等のスポット設置に係る許諾を得ることまでは要しないが、スポット決定後の掲載交渉及び内容確認等は、受託者の費用と責任で行うこと。

⑤ スタンプラリー当選者の決定及び賞品の選定・発送

ア スタンプラリーへの積極的な参加を促すため、参加者に抽選で当たる愛媛県の特産品等を贈呈すること。

イ 受託者は、動機付けとして最適な賞品の種類、構成（賞品獲得に必要なスタンプ数や応募コースの種類）や、デジタルクーポンの内容について検討し、提案すること。

ウ 応募者の情報を取りまとめるうえ、当選者を決定すること。

エ 当選者の決定は厳正に行うこととし、同一人物及び同一世帯の家族に2つ以上の商品が当選しないよう留意すること。

オ 当選者の決定後は速やかに賞品を発送すること。

⑥ 効果検証

ア デジタルスタンプラリーの利用状況（参加者属性、スタンプを押した箇所等）について集計データを提出するほか、参加者を対象にアンケート調査を実施し、実績・成果を取りまとめること。

イ アンケート調査については、広告の効果を把握するため、どの広告をきっかけに認知したのかを調査する項目を設けるとともに、調査内容については、事前に実行委員会と協議すること。

⑦ その他

ア 動機付けのため、スタンプ一つから楽しめる仕組みを検討し、提案すること。

イ 実行委員会において、別途重信川サイクリングロード周辺にシェアサイクルのステーションを設置するので、当該シェアサイクルとの連携の方法を検討し、提案すること。

(2) 親子サイクリングイベントの企画・実施

① 基本的な業務内容

ア イベント内容の企画

次の例を参考に、一人で自転車に乗れる小学生以上の子とその保護者が楽しめる工夫を盛り込むこと。

(例) 安全運転講習会、謎解きサイクリング、クイズラリー、紙でのスタンプラリー等

イ 準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関・参加者等との連絡調整

- ウ 参加者の募集・管理
- エ 当日の会場設営
- オ 当日の運営、進行管理（参加者の安全管理、トラブル発生時の対応を含む）
- カ イベント実施に必要な自転車及びヘルメットの調達・運搬

② 実施日程

- ア 上記（1）のデジタルスタンプラリーの期間中で、集客が見込まれる土日祝日のいずれか1日で実施すること。
- イ 雨天等で実施できない場合を考慮し、あらかじめ予備日を設けること。
なお、雨天が続く等、予定どおり実施できないやむを得ない理由がある場合には、別途、実行委員会と協議のうえ、実施方法を決定するものとする。

③ 実施場所

重信川サイクリングロード周辺

④ 参加者数

50名程度

⑤ 保険への加入について

参加者保険等（来場者用傷害保険等）に加入するなど事故等への対応に万全を期すること。

なお、イベント実施に係る人的・物的損害については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

⑥ 効果検証

ア 参加者を対象にアンケート調査を実施し、実績・成果を取りまとめること。

イ アンケート調査については、広告の効果を把握するため、どの広告をきっかけに認知したのかを調査する項目を設けるとともに、調査内容については、事前に実行委員会と協議すること。

⑦ その他

実行委員会において、別途重信川サイクリングロード周辺にシェアサイクルのステーションを設置するので、当該シェアサイクルとの連携の方法を検討し、提案すること。

(3) 広 報

① 目的

- ア デジタルスタンプラリーの告知
- イ 親子サイクリングイベントの告知

② 方法

次のア～ウの広報について、上記①の目的を達成するために最適な方法を検討し、提案すること。

ア デジタル広告の実施

- (ア) 最適な配信ターゲット・広告の種類及び媒体・広告の遷移先・配信期間を具体的に提案すること。
- (イ) 計測可能な数値目標（CV、クリック数（率）等）を媒体ごとに設定し、提案すること。
- (ウ) 上記の数値目標の進捗にあわせて、配信期間中に実施方法の改善を図ること。

(エ) 上記の実施方法に応じて、広告クリエイティブを制作すること。

(オ) 本業務の実施にあたっては、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」の内容を踏まえ、適切に業務を遂行すること。

イ SNSを活用した広報

(ア) Instagram のインフルエンサーによる告知など、効果的な方法を検討し、提案すること。

ウ ポスター・チラシの作成・配布

(ア) 重信川サイクリングロードが、誰でも気軽にサイクリングを楽しめ、「余暇の定番スポット」として魅力的であることが伝わるデザイン、内容とすること。

(イ) シェアサイクルを活用した重信川サイクリングロードの楽しみ方を周知すること。

(ウ) ポスターはA2（カラー）、チラシはA4両面印刷（カラー）とすること。

(エ) ポスター・チラシの部数及び配布先については、上記ア、イとのバランスや相乗効果に配慮して提案すること。

(オ) ポスター・チラシの配布に要する送料は委託料に含むこと。

7 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な事業内容について、実行委員会と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して実行委員会に提出すること。

(2) 委託事業完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、実行委員会の検査を受けること。

(3) 実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(4) 実行委員会は、事業実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 再委託の可否

受託者は、事業の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、契約書内様式第1号を委託者に提出し、承認を受けなければならない。

9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本事業で得られた成果（制作物の著作権及び使用权）は、原則として、実行委員会に帰属する。

(2) 秘密保持

①本事業に関し、受託者から実行委員会に提出された計画書等は、本事業以外の目的で使用しない。

②本事業に関し、受託者が実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用してはならない。

③受託者は、本事業で知り得た事業上の秘密を保持しなければならない。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上での個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は実行委員会に協議すること。

11 その他

- (1) 本事業に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打ち合わせを行い、実行委員会と受託者双方合意の上、決定する。
- (2) 事業の実施にあたっては、実行委員会と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- (3) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。